

放射能汚染対策に関して東京電力(株)本社へ要望

水城会長等三役は、平成二十四年一月十日東京電力(株)本社を訪れ、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染に対して、本協会の福島県支部の避難会員の生活及び経営の安定と緑化樹木の全国的な風評被害による販売不振を解消するため、下記の点について強く要望した。

- ① 避難会員が行う損害賠償事務の手続きの簡素化を図るとともに、速やかな支払いを行うこと。
- ② 会員が負担した放射能汚染に起因した費用について、適切な補償を行うこと。
- ③ 会員が行う放射能汚染に係る対応について、人的・物的な支援を行うこと。特に、放射線量測定機器の貸与又は購入助成をすること。
- ④ 貴社自らが、率先して、緑化樹木等非食用物の放射能汚染に対する市民等の不安を解消するための広報を適切に行うこと。

これに対して、東京電力(株)廣瀬常務取締役から、直接の被害者や業界に大変迷惑をかけていることへの謝罪があり、要望事項については、緑化樹木生産等の事業について詳細が分からないので、今後、種々教えていただきながら、真摯に対応したいとの回答があった。

今後、補償対象等を詰めるなどの対応がはかれることになった。



写真は、要望書を東京電力(株)廣瀬常務取締役に手渡す水城会長